

# 令和7年度やまぐち子ども・子育て応援ファンド F A Q

## 1 やまぐち子ども・子育て応援ファンドについて

### 問1-1

やまぐち子ども・子育て応援ファンドを活用した助成金は、どのようなものがあるか。

- やまぐち子ども・子育て応援ファンドを活用した助成金は、県のこども政策課及びこども家庭課が担当しています。
- こども政策課が担当する助成金は以下のとおりです。
  - ・やまぐち子ども・子育て応援ファンド助成金（通常枠）
  - ・やまぐち子ども・子育て応援ファンド助成金（休み方改革推進特別枠）
  - ・やまぐち子ども・子育て応援ファンド助成金（学校内子育てひろば特別枠）
- こども家庭課が担当する助成金は以下のとおりです。
  - ・やまぐち子ども・子育て応援ファンド助成金（こども食堂特別枠）

### 問1-2

1つの団体が応援ファンドの助成金に、複数の事業を申請してもいいか。

- 事業の目的や内容が異なるものであれば、応援ファンドの助成金に、複数申請することは可能です。
- ただし、同一事業で複数の助成金に申請することは認めません。

### 問1-3

他機関や団体から補助金や助成金を受けて実施する事業について、応援ファンドの助成金の申請をしてもいいか。

- 他の補助金や助成金を受けている事業でも、事業実施に当たって応援ファンドの助成金が必要な場合、申請は可能です。
- 申請時に提出する「事業収支予算書」の「②他機関・団体補助金・助成金」欄に、他機関や団体から受け取る助成金等の金額を記入してください。

- なお、応援ファンドの助成金を受けて事業を実施することが問題ないか、他の助成金等を支払う機関や団体にも必ず確認してください。

#### 問 1 - 4

応援ファンドのそれぞれの枠の助成金に申請するには、どうすればいいか。

- 助成金の枠ごとに、申請書を作成しています。
- 例えば、休み方改革推進特別枠に申請する場合は、「やまぐち子ども・子育て応援ファンド助成金交付申請書【休み方改革推進特別枠】(第1号様式(第7条関係))」に、必要事項を記入し、関連資料を添付の上、提出してください。

## 2 通常枠について

#### 問 2 - 1

昨年度から変更した点はなにか。

- 令和6年度から大きな変更はありません。申請受付期間及び助成対象経費の一部を変更しています。また、新規団体が申請しやすいよう、申請書の記入例を作成しています。

#### 【申請受付期間】

令和6年度は、4月30日を受付締切日としていましたが、令和7年度は、より多くの団体からお申込みいただけるよう、5月15日を受付締切日としています。

#### 【助成対象経費】

令和6年度は、飲食費を助成対象外としていました。令和7年度は、参加者・運営スタッフ等の飲み物代（1人150円程度）を助成対象とします。ただし、食糧費・食材費・食事代は、助成対象外です。

また、運営スタッフの会場下見及び活動当日に係る交通費を新たに助成対象に加えました。

## 3 休み方改革推進特別枠について

#### 問 3 - 1

休み方改革推進特別枠の助成対象となる事業はどのようなものか。

- 助成対象の事業は、次の要件を満たす、山口県内で行われる自主的・主体的に取り組む公益的な事業です。
- 助成要件は、山口県が推進する「こどもや子育てにやさしい休み方改革」の推進に資すると認められる、次に掲げるような事業
  - ①平日に開催される親子で参加できるイベント等
  - ②休み方改革月間である11月に開催される、親子で参加できるイベント等（平日、休日を問わず）
  - ③男性の育休取得や男女の共家事・共育児、ワーク・ライフ・バランス、親子の絆を深める休み方等についての講演会や相談会等（平日、休日を問わず）

### 問3-2

山口県が推進する「こどもや子育てにやさしい休み方改革」とは、どのようなものか。

#### 【趣旨】

親子で一緒に過ごすことができる時間を増やすことで、子育ての楽しさや喜びを実感していただくとともに、子育て中の方々を、社会全体で応援する機運を高めていくことにより、山口県で子育てすることの満足度を向上させていきます。

#### 【取組内容】

こどもの行事等に合わせて休暇を取得することを社会全体で応援する機運醸成を図るとともに、こどもと親の双方が一緒に休め、親子で楽しめる環境・仕組みづくりを推進します。

#### 【取組の4本の柱】

- ①こどものために休むことが当たり前となる社会全体の機運醸成
- ②こどもと過ごすための休暇を取得しやすい職場環境づくり
- ③休暇を家族で一緒に過ごせる仕組みづくり
- ④家族で山口への愛着を高めながら楽しめるコンテンツの充実

### 問3-3

親子で参加できるイベント等は、平日に開催しなければ助成要件を満たさないのか。

- 休み方改革月間である11月に開催する場合は、イベントの開催日は問いません。平日、休日のいずれでも助成要件を満たします。
- 11月以外にイベントを開催する場合は、平日開催のイベントを含めなければ、助成要件を満たしませんので、ご注意ください。
- 平日に開催するイベント等については、特に父親の参加が得られるよう、内容や周知方法の工夫をご検討ください。

#### 問3-4

講演会や相談会等は、どのようなものが助成要件を満たすのか。

- 以下のような内容などが助成要件を満たします。
- 男性の育休取得や男女の共家事・共育児、ワーク・ライフ・バランス、親子の絆を深める休み方などをテーマとした講演会や相談会等を開催する場合

#### 問3-5

休み方改革推進特別枠の助成要件を満たすイベントを一部開催する。要件を満たしていないイベントも実施するが、それらの経費も助成対象に含めていいか。

- 助成要件を満たすイベントを一部でも開催する場合、同時に又はシリーズで開催するイベントの関連経費も助成対象に含めます。
- ただし、より助成要件に合致すると認められるほど、審査において高い評価を得られる可能性が高くなります。この点を考慮の上、イベント実施日程や内容等をご検討ください。
- なお、助成対象外の経費を交付要綱の別表に記載していますので、確認してください。

#### 問3-6

休み方改革推進特別枠で不採択となった場合、通常枠の助成を受けることはできるか。

- 通常枠の助成を受けられる可能性があります。

- 休み方改革推進特別枠で不採択となっても、通常枠の助成を希望する場合は、交付申請書（第1号様式）の「休み方改革推進特別枠で不採択の場合、やまぐち子ども・子育て応援ファンド助成金（通常枠）での助成を希望しますか」の「希望します」にチェックを入れてください。希望しない場合は、「希望しない」にチェックを入れてください。
- なお、休み方改革推進特別枠と通常枠では、助成金額が異なります。それぞれ予算の制限があるため、通常枠での助成も受けられない可能性があることをご留意ください。

#### 4 学校内子育てひろば特別枠について

##### 問4-1

学校内子育てひろば特別枠の助成対象となる事業はどのようなものか。

- 助成対象の事業は、次の要件を満たす、山口県内で行われる自主的・主体的に取り組む公益的な事業です。
- 助成要件は、中学校や高等学校の校内で乳幼児親子と生徒との交流を図る「学校内子育てひろば」を、新規または拡充して開設する事業です。

##### 問4-2

学校内子育てひろばの新規開設とは、どのようなケースか。

- これまで学校内子育てひろば未開設の学校における、新規の学校内子育てひろば開設を想定しています。

##### 問4-3

学校内子育てひろばを拡充して開設する場合は、どのようなケースか。

- 従来から学校内子育てひろばを開設している学校における、実施回数や内容を拡充しての開設を想定しています。
- 例えば、実施回数が減少しても、内容を見直して充実させる場合は、「拡充しての開設」とみなし、助成要件を満たすものとします。

#### 問 4 - 4

学校内子育てひろばを新規または拡充して一部実施する。従来から実施している学校内子育てひろばの関連経費も助成対象に含めていいか。

- 助成要件を満たす学校内子育てひろばを一部でも実施する場合、同時に申請を行う、要件を満たしていない（新規・拡充でない）学校内子育てひろばの関連経費も助成対象に含めます。
- ただし、より助成要件に合致すると認められるほど、審査において高い評価を得られる可能性が高くなります。この点を考慮の上、学校内子育てひろばの実施校や内容等をご検討ください。
- また、従来から実施している学校内子育てひろばは、適宜内容を見直し、充実を図るようにしてください。
- なお、助成対象外の経費を交付要綱の別表に記載していますので、確認してください。

#### 問 4 - 5

学校内子育てひろば特別枠で不採択となった場合、通常枠の助成を受けることはできるか。

- 通常枠の助成を受けられる可能性があります。
- 学校内子育てひろば特別枠で不採択となっても、通常枠の助成を希望する場合は、交付申請書（第1号様式）の「学校内子育てひろば特別枠で不採択の場合、やまぐち子ども・子育て応援ファンド助成金（通常枠）での助成を希望しますか」の「希望します」にチェックを入れてください。希望しない場合は、「希望しない」にチェックを入れてください。
- なお、学校内子育てひろば特別枠と通常枠では、助成金額が異なります。それぞれ予算の制限があるため、通常枠での助成も受けられない可能性があることをご留意ください。